

平成 29 年 5 月 12 日  
【照会先】  
医政局研究開発振興課  
再生医療等研究推進室  
再生医療等対策専門官 本間  
(代表電話) 03(5253)1111(内線 4162、2587)  
(直通電話) 03(3595)2430

報道関係者 各位

## 再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく緊急命令について

平成 29 年 5 月 8 日、「スタークリニック」(東京都港区)に対し、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。)第 24 条第 1 項に基づく立入検査を行ったところ、下記の法律違反が確認されました。

保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると判断したため、本日付けで、法第 22 条に基づき、再生医療等の提供の一時停止を命じたのでお知らせいたします。

### 【確認された法律違反】

「スタークリニック」

- ・再生医療等提供計画を提出せず、第二種再生医療等を提供していたこと(法第 4 条第 1 項違反)

### 【提供の一時停止を命じた再生医療等】

「自己皮膚脂肪組織由来間葉系幹細胞の静脈内投与によるサルコペニアの治療」